

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 1 0 日

(公 社) 日 本 薬 剤 師 会
日本チェーンドラッグストア協会
(一 社) 日 本 保 険 薬 局 協 会
(一 社) 全 国 ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト 協 会
(一 社) 日 本 ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト 協 会
(一 社) 日 本 シ ョ ッ ピ ン グ セ ン タ ー 協 会
(一 社) 日 本 フ ラ ン チ ャ イ ズ チ ェ ー ン 協 会
(一 社) 日 本 ボ ラ ン タ リ ー チ ェ ー ン 協 会
(一 社) 日 本 専 門 店 協 会
日本チェーンストア協会
日本百貨店協会
(公 社) 日 本 通 信 販 売 協 会

御中

厚 生 労 働 省 医 政 局 経 済 課
経 済 産 業 省 商 務 ・ サ ー ビ ス グ ル ー プ

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う
マスクの転売防止について

衛生用品の安定供給については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、今般の新型コロナウイルスに関連した感染症対策につきましても、早急かつ多大な
ご協力をいただいております、ありがとうございます。

マスクについては、一部インターネット上で転売が散見されていることも踏まえ、政府と
しては、今般、マスクの転売行為を禁止する措置を講ずることとしました。貴業界団体にお
かれましては、下記の点について御協力をお願い申し上げます。

記

1. インターネットにおいてマスクが高額で取引されている事例が報告され、こうした転
売を目的とした購入が、店頭におけるマスクの品薄状態に拍車をかけているとの指摘が
あります。このため、今般、国民生活安定緊急措置法を適用し、マスクの転売行為を禁

止する措置を講ずることとしました。(別添資料ご参照)

貴協会等におかれては、傘下の企業・薬局等に対し、本措置の趣旨・内容について周知・徹底をお願いします。

2. 本措置が講じられると、小売店等で購入したマスクの転売（不特定又は多数の者に対する、購入価格を超える価格での譲渡）が禁止されることとなります。ついては、消費者の皆さまに対して店内掲示等を行うことなどを通じた注意喚起のための取組を講じていただくようお願いします。

(例：「当店（サイト）で購入されたマスクを転売すると罰せられる可能性があります」)

3. 本措置について、傘下企業の皆さま等からのお問い合わせがあった場合、相談対応等に応じていただけるよう、お願いします。

担当者連絡先

経済産業省商務・サービスグループ

消費・流通政策課 依田、倉田

TEL 03(3501)1511 内線 4161

03(3501)1708（夜間直通）

FAX 03(3501)6204

Email : yoda-keiji@meti.go.jp

kurata-hanae@meti.go.jp

経済産業省商務・サービスグループ

消費経済企画室 松田、二宮

TEL 03(3501)1511 内線 4281

03(3501)1905（夜間直通）

FAX 03(3501)9227

Email : matsuda-keisuke2@meti.go.jp

ninomiya-shohei@meti.go.jp

ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室 影山、田中

TEL 03(3501)1511 内線 4051

03(3501)1562（夜間直通）

FAX 03(3501)6794

Email : kageyama-noriyuki@meti.go.jp

tanaka-kentaro@meti.go.jp

厚生労働省医政局経済課 千田、古川
TEL 03(5253)1111 内線 2524、2527
03(3595)2421 (夜間直通)
FAX 03(3507)9041
Email : chida-takashi@mhlw.go.jp
furukawa-aoi@mhlw.go.jp